

受注者の皆さまへ

働き方改革を目指した 工事書類の削減・簡素化等の取組について

令和 6 年現在、下水道局発注の工事における下記一覧の主な変更点について次頁以降詳しく説明します。

一覧（近年変更した内容）

1. 書類電子化の積極活用（A S P）
2. コリンズ（CORINS）登録は書類不要
3. 施工体制台帳の簡略化
4. 産業廃棄物管理表（マニフェスト）の簡略化
5. 安全教育・訓練等の実施状況資料は提出不要
6. その他の取組



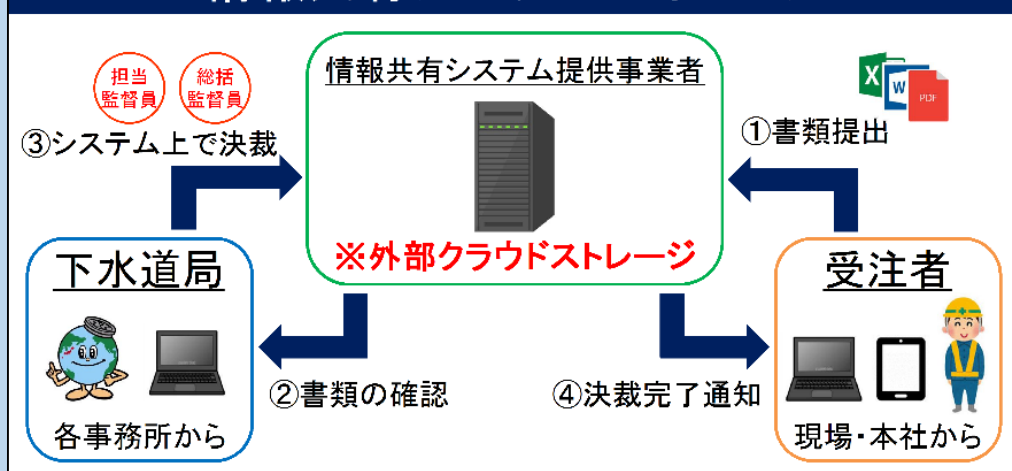
工事書類の削減・簡素化の取組

1. 書類電子化の積極活用（ASP）

工事情報共有システム（ASP）を活用し書類は電子データで管理。
全ての工事において積極活用

- ・ 工事情報共有システム（ASP）は、書類の作成や受発注者間のやりとりをWEBを通して行うシステムで、書類を電子データで管理。
- ・ 「工事書類の処理の迅速化」「日程調整の効率化」「紙資料の削減」を図り、建設現場の働き方改革、生産性向上に寄与。
- ・ 電子データで管理を行い、別途、紙の書類の提出を求めない。
- ・ 監督員経由で発注者（契約主管課）へ提出する契約関係書類（現場代理人等通知書、請求書など）は紙の原本提出。

情報共有システムのイメージ



従来の紙の書類は不要



書類は電子データで管理



2. コリンズ（CORINS）登録は書類不要

登録の確認にあたり書類の作成は不要。

- ・ 登録の確認依頼は、コリンズのシステムからの監督員へのメール送信のみ。別途、紙の確認資料の提出は不要。
- ・ 監督員はメール送信された登録内容を確認の上、「本件の登録を認める」内容のメールを受注者に返信すれば良い。
※署名、押印は不要であり、紙資料の打ち出し不要
- ・ 工事完了後、「休日」を除き10日以内に登録すれば良い。

工事書類の削減・簡素化の取組

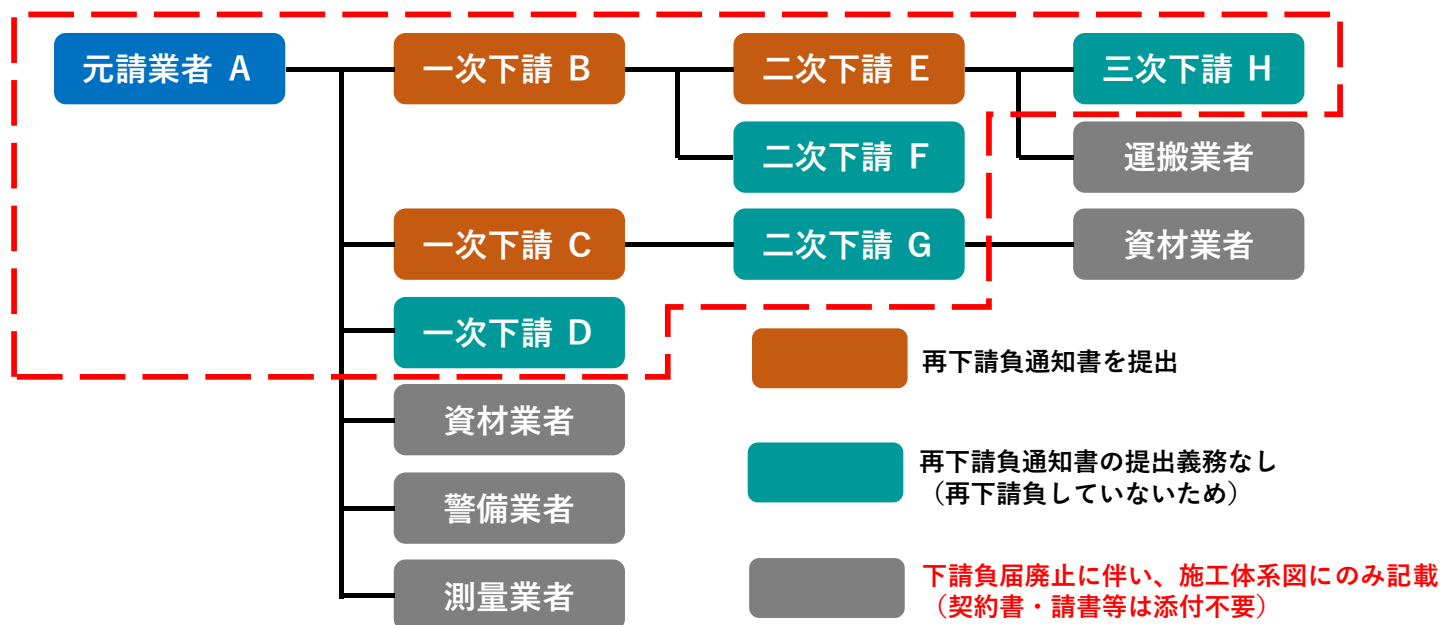
3. 施工体制台帳の簡略化①

施工体制台帳、添付書類の提出は必要最小限。

< 施工体制台帳の作成範囲 >

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人を指しますので、一次下請けだけでなく二次下請、三次下請等も記載対象になります。

施工体制台帳の作成対象範囲



< 施工体制台帳の構成 >

※建設業法施行規則改正（令和2年10月1日施行）により、「作業員名簿」が施工体制台帳の一部となった

元請Aが作成する書類

Aの専門技術者に関する書類

Aの技術者の雇用関係を証明する書類

Aの技術者の資格を証明する書類

一次下請Dとの契約書（写）

一次下請Cとの契約書（写）

一次下請Bとの契約書（写）

発注者との契約書（写）

施工体制台帳
(作業員名簿含む)

一次下請BCD
に関する事項

一次下請Bが作成する書類

二次下請Eとの契約書（写）

再下請負通知書
(作業員名簿含む)

二次下請E
に関する事項

二次下請Fとの契約書（写）

再下請負通知書
(作業員名簿含む)

二次下請F
に関する事項

一次下請Cが作成する書類

二次下請Gとの契約書（写）

再下請負通知書
(作業員名簿含む)

二次下請G
に関する事項

二次下請Eが作成する書類

三次下請Hとの契約書（写）

再下請負通知書
(作業員名簿含む)

三次下請H
に関する事項

工事書類の削減・簡素化の取組

3. 施工体制台帳の簡略化①

【施工体制台帳に添付を必要とする書類】

※建設業法施行規則第14条の2第2項

- 発注者との契約書の写し
- 下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し
(注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し)
- 元請負人の配置技術者が主任(監理)技術者資格を有することを証する書面
(監理技術者は、監理技術者資格者証の写しに限る)
- 監理技術者補佐を置いた場合は、監理技術者補佐資格を有することを証する書面
- 専門技術者を置いた場合は、資格を有することを証する書面
(国家資格等の技術検定合格証明書等の写し)
- 元請の主任(監理)技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の雇用関係を証明できるものの写し(健康保険証等の写し)

【施工体制台帳に添付が不要な書類の事例】

- 建設業許可や警備業認定証の写し
- 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- 監理技術者などの技術者届の写し
- 見積依頼書の添付図面
- 技術者配置要件以外の資格や実務経歴の写し
- 外国人就労関係の書類(外国人建設就労者等建設現場入場届出書等)



工事書類の削減・簡素化の取組

3. 施工体制台帳の簡略化②

「作業員名簿」の変更は、施工体制台帳等、他様式の変更に併せて提出すれば良い。

「作業員名簿」の添付書類（資格・免許等）は提出不要。

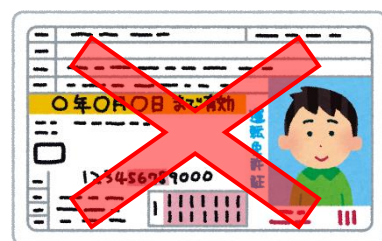
- 他様式に変更が生じない場合は、工事着手時と工事完了時に提出すれば良い。

「作業員名簿」の変更は、都度、提出する必要はなく、
他様式の変更のタイミングに併せて提出すれば良い

+

作業員名簿（併せて提出）

作業員名簿の添付書類
（資格・免許等）
は提出不要



提出不要



3. 施工体制台帳の簡略化③

「施工体制台帳」、「再下請負通知書」、「施工体系図」、「作業員名簿」（以下、「各様式」）は、建設業法で定められている様式はない。「受注者等提出書類基準」に掲載しているものは、様式の一例であり、（一社）全国建設業協会等が定めた各様式も使用可能。

- 受注者等提出書類基準（東京都下水道局）
- https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d3/kankou/juchusha-kijyun_r0304/index.html

工事書類の削減・簡素化等の取組

4. 産業廃棄物管理表（マニフェスト）の簡略化

マニフェストは監督員への提示のみ、コピーの提出は不要。

- ・ 契約数量の根拠としてもマニフェストのコピーの提出は不要。
- ・ 契約数量の根拠は、集計表のみの提出とし、マニフェストの提示を受けた監督員が集計表を確認。
- ・ 検査時に検査員から求められた場合は、これらを提示する。

5. 安全教育・訓練等の実施状況資料は提出不要

安全教育・訓練等の実施状況資料は提出不要。

- ・ 安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料は、受注者が整備・保管するが、監督員の請求があった場合には提示するものとし、**提出は不要**。

6. その他の取組

その他働き方改革を目指した取組（ホームページによる周知）

- ① 路上工事における実作業時間の反映に関する設計変更の対応について
・ <https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d6/rojoukouji/index.html>
- ② 熱中症対策に伴う工期延伸について
・ <https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d6/rojoukouji/index.html>
- ③ 資材等の仮置き場の提供について
・ <https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/contractor/d7/taisaku/index.html>



令和6年7月

問い合わせ先：東京都下水道局計画調整部技術開発課

<S4000017@section.metro.tokyo.jp>